

消 防 災 第 144 号  
平成 28 年 10 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公 印 省 略)

### 地方公共団体における業務継続計画の策定について

地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果について、別添のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

本年 4 月の熊本地震では、複数の市町で災害対策の拠点となる地方公共団体の庁舎が損壊し、庁舎外への機能移転を余儀なくされました。地方公共団体の庁舎、職員が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、災害応急対策など優先的に実施すべき業務を的確に行えるようにする業務継続計画策定の重要性が改めて認識されたところです。

今回の調査結果では、全ての都道府県が業務継続計画策定済みとなり、市区町村においては、平成 27 年 12 月時点から、策定済の団体が 95 団体増加している状況です。

一方、未だ半数を超える市区町村が業務継続計画を策定できていないことから、各都道府県においては、管内市区町村に対し、下記の事項について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

- 1 業務継続計画を策定していない市区町村においては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月内閣府（防災担当））を参考にして、早期に業務継続計画を策定すること。
- 2 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された業務継続計画の特に重要な 6 要素について定めていない項目がある場合は、その追加を検討すること。
- 3 既に業務継続計画を策定している団体においては、職員に対する教育、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認するとともに、引き続き業務継続計画の内容の充実を図ること。

#### 【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課  
多鹿震災対策専門官、木村係長、服部事務官  
電話：03-5253-7525  
FAX：03-5253-7535